

四日市市教委告示第7号

四日市市私立外国人学校教育補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月20日

四日市市教育長 葛西文雄

四日市市私立外国人学校教育補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市私立外国人学校教育補助金交付要綱（平成26年四日市市教委告示第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>平成34年3月31日</u> <u>限り</u> 、その効力を失う。	附 則 (施行期日) 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>平成31年3月31日</u> <u>限り</u> 、その効力を失う。

第1号様式から第6号様式を次のように改める。

四日市市長

住所

名称

代表者

印

年度四日市市私立外国人学校教育補助金交付申請書

年度私立外国人学校教育にかかる補助金を下記のとおり交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円

内訳 5月1日現在の市内在住児童・生徒数

幼稚園	人	×	1,900 円	=	円
小学校	人	×	3,800 円	=	円
中学校	人	×	3,800 円	=	円
高等学校	人	×	3,800 円	=	円
学校割 (定額部分)					900,000円

2. 提出書類

- (1) 年度収支予算書 (学校全体のもの)
- (2) 年度補助金に係る収支予算書
- (3) 年度補助事業計画書
- (4) 市町村別児童・生徒数一覧表 (年5月1日現在)
- (5) 市内に住所を有する児童・生徒の名簿 (年5月1日現在)

住 所

名 称

代表者

四日市市私立外国人学校教育補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度私立外国人学校教育補助金に
ついては、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 補助金等の額 金 円

2 補助金等の対象となる事業

3 補助金等の交付の条件

- ① この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。
- ② この補助金の交付については、後日、市が監査を行うことがある。

第3号様式

年 月 日

四日市市長

住 所
名 称
代表者名

年度 四日市市私立外国人学校教育補助金請求書

年度 私立外国人学校教育にかかる補助金を下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

振込先：

第4号様式

年 月 日

四日市市長

住所
名称
代表者 印

年度四日市市私立外国人学校教育補助金事業実績報告書

年 月 日付四日市市指令教総第 号一 で補助金の交付決定を受けた 年度私立外国人学校教育補助事業を完了したので、下記のとおり報告します。

記

1. 交付を受けた金額 金 円
2. 添付書類
 - (1) 事業実績書
 - (2) 収支決算書〈証拠書類添付〉

第5号様式

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者

印

四日市市私立外国人学校教育補助金事業計画変更承認申請書

年 月 日付け四日市市指令教総第 号で交付決定通知のあった事業
について、下記のとおり計画を変更したいので、四日市市私立外国人学校教育補助
金交付要綱第9条第1項の規定に基づき承認されたく申請します。

記

- 1 補助金等変更申請額 金 円
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容

第6号様式

四日市市指令教総第 号

住所

名称

代表者

補助金等変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった私立外国人学校教育補助金事業の計画変更を承認したので、補助金等の交付決定を下記のとおり変更します。

年 月 日

四日市市長

記

- 1 変更決定額 金 円
- 2 計画変更の内容
- 3 条件

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(教育委員会教育総務課)